

愛媛県妊産婦等生活援助事業所運營業務に関する質問書への回答

No	項目	質問事項	回答
1	業務仕様書4	委託料上限額(31,856千円、宿直加算込み)が示されているが、委託期間中(3年間)状況等の変更があった場合、増額等の変更はあり得るか。	期間中の委託料の上限額は、お示ししている31,856千円とします。ただし、受託者との協議により、支援体制の強化を図る場合には、各年度の予算の範囲内で、増額することもあり得ると考えます。
		※書きで「委託期間中に県予算額の減額又は削減があった場合は、契約を解除するものとする」と明記されているが、その意図は何か。	本公募に係る委託契約は地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約(契約期間が複数年度にわたるもの)によるものとしておりますが、長期継続契約は、同条において、各年度における予算の範囲内においてその給付を受けなければならないという制約が設けられているため、※書きの内容を明記しているものです。
2	業務仕様書7(1)	妊娠葛藤相談の実施が明記されているが、「専用の窓口を設置」とあるのは、一般の相談窓口とは別の窓口が更に必要という意味か。	事業所全体の連絡窓口とは別に、妊娠葛藤相談の専用窓口を設置することを想定しています。
3	業務仕様書8	「産後4か月を目安に支援元の自治体と協議のうえ、適切な機関へのつながりを行うこと」とされているが、「4か月」の理由及びその根拠は何か。	一般に母親の身体的回復と心理的な安定を促進し、育児に関する不安や生活上の困りごと等において専門的な指導又はケアが必要な時期である4か月という期間を目安として記載しておりますが、上記はあくまで目安であり、他機関へのつながりについては個別具体の母子の状況等を踏まえて判断することを想定しております。
4	業務仕様書16	事業所の名称については、今年度、既に「産前産後ケアステーションえひめ」と示されているが、それが明記されておらず、今後決めるような記述がされているのはなぜか。	仕様書16(1)「愛媛県が指定する名称」は「産前産後ケアステーションえひめ」を指します。